

カナダとケベックにおけるライシテ — 相違か収斂か — *

“*Laïcité* in Canada and Quebec: Difference or Convergence?”

丹 羽 卓

Takashi NIWA

はじめに

1867年のカナダ自治領形成以来、カナダにとってケベックはずっと「問題児」だったと言えるであろう。カナダ自治領はそれぞれ性格の異なる英国の4つの植民地が連邦を形成することでできあがった。中でも特にケベックは、過去も現在もフランス系（現在は「フランス語系」と呼ぶべきだろう）住民が圧倒的多数を占め、フランス語を母語とする住民がマジョリティであるという事実で、カナダの他のどの州とも大きく異なる。それは一番はっきりと目につく点だが、それだけでなくさまざまな点でケベックとケベック以外のカナダ（Rest of Canada: ROC）が意見対立することは歴史上しばしば見られた。そして、そのたびにケベックの独自性が注目された

ケベックは自らが「独特な社会」（distinct society）であると常日頃主張し、1995年11月にはカナダ下院が次のような動議を可決している。

- (1) the House recognize that Quebec is a distinct society within Canada;
- (2) the House recognize that Quebec's distinct society includes its French-speaking majority, unique culture and civil law tradition;
- (3) the House undertake to be guided by

this reality;

- (4) the House encourage all components of the legislative and executive branches of government to take note of this recognition and be guided in their conduct accordingly.

これは1995年10月30日に行われたケベックでの州民投票の結果を受けて、連邦のジャン・クレチアン首相（自由党）が提案したものである。さらには、2006年11月にカナダ下院では、スティーヴン・ハーパー首相（保守党）提案の *Québécois nation motion* が賛成266対反対16の圧倒的大差で可決された¹。その動議は次のとおりである。

That this House recognize that the Québécois form a nation within a united Canada.

どちらも動議であって法律となっているわけでないため、実質的な効力を持つわけではないが、カナダ全体がケベックの特異性を承認した事実として見逃せない。

* 本論考は、2017年9月10日（日）に開催された日本カナダ学会第42回年次研究大会のシンポジウム「連邦結成150年—過去から現在、未来へ」で行った発表「カナダとケベックにおける脱宗教——相違か収斂か」に加筆修正を加えたものである。

¹ 詳しくは丹羽（2008）を参照。

では、ケベックの何が特異なのか？いくつかの点が挙げられるだろうが、かつてはそれほど意識されていなかったにもかかわらず、今日ケベックとROCのコントラストが一番はっきり目につくのが、ライシテ²の問題のように思える。本文で示すように、ライシテはケベックにおいては社会を揺るがすような大問題である。それに対して、ROCではそれが大きな問題だと意識されてはいない。このことはケベックの異質性を意味するのだろうか？

本論考ではライシテの視点からケベックが他のカナダとどう違い、またどう似ているのかを分析し、両者はまったく異なる方向を向いているのか、ある種の収斂へと向かうのかについて考察する。結論を先に述べれば、カナダの中でライシテについて一見突出しているように見えるケベックも、ROCをよく見てみれば両者の違いは程度問題なのではないかと思える。そしてケベックで議論されているテーマは、ROCでも、他の欧米諸国でも遅かれ早かれ取り組まなければならないものであって、ケベックはその先駆者だと考えられるのである。

1. 問題提起

ここ10数年、ケベック社会ではライシテが議論の大きなテーマとなっている。その議論を引き起こした主要な出来事とそれへの公的な対応だけでも列挙すると次のようになる。

2006年 キルパン（シク教徒が常時身に着ける宗教的象徴のナイフ）を学校に持ち込むことを認める最高裁判決。ケベックではこれは不評（cf. L.

Gagnon, 2006）。

2006年–2007年 「妥当なる調整」(reasonable accommodation) を巡る騒動 (cf. Bouchard & Taylor, 2008)

2007年2月 ケベック自由党政権がブシャール&テイラー委員会（文化的差異に関する調整の実践をめぐる諮問委員会）設置。

2008年5月 ブシャール&テイラー報告（参考文献のBouchard & Taylor (2008)。以下「B&T報告」とする）公表。

2013年11月 ケベック党政権が「ケベック価値憲章」（第60号法案）を提示。ケベック社会に激しい意見対立を生む。2014年の政権交代で廃案（cf. 飯笹, 2016）。

2015年6月 ケベック自由党政権が第62号法案「州の宗教的中立の尊重を促進し、特定の組織における宗教上の調整要求に枠をはめることを特に目的とする法」を提案。これに対して批判が相次いだ。

2017年10月 ケベック議会において第62号法案が賛成66対反対51で可決された。

ケベック外でもこれに類したことがないわけではない（cf. Center for Inquiry, 2017）。実際、次のようなことが起こっている。

1999年9月 オンタリオのPenetanguishene市議会での主の祈りを公的に唱えるのは「カナダ権利と自由憲章」違反との判決がオンタリオの控訴審でなされた。

2005年 2004年にオンタリオのIslamic Institute of Civil Justiceが家族間調停のためにシャリア法を望むムスリム

² フランス語のlaïcitéは「脱宗教」、「政教分離」、「世俗主義」などと訳されたりもするが、本論文では「ライシテ」とカタカナ書きすることにする。

に対してシャリア法廷設置を求める要望を出したが、Dalton McGuinty 州首相はこれを拒否。

2013年2月 サスカトゥーン市長が公の祈祷の場に参加するのに反対する申し立てについて、サスカチュワン人権委員会は、審議するに足る証拠があるとの判定を下した。

しかし、ROCの諸州では、こうした出来事について社会全体を巻き込むような議論がなされているわけではなく、政府や議会を巻き込んだ大議論へと発展したケベックは、カナダの中でも極めて特異な印象を与えるのを免れない。宗教的多様性はケベックにだけ顕著なわけではなく、同程度に宗教的に多様な地域は他のROCにもある。それにもかかわらず、ライシテについて過剰なほどの反応をするケベックは、この点でも「独特な社会」なのだろうか？

2. ライシテとは何か

ではライシテとはなにか。ライシテという概念が生まれた背景を、Casanova (2007) は次の3つにまとめている。

- (1) 宗教的信念と実践の凋落
- (2) 宗教の私的領域への限定
- (3) 宗教的制度や規範からの解放

ヨーロッパの歴史では、中世の時代キリスト教が社会に支配的な影響力を持っていた。近代になってその力が弱まり、教会が国家を支配するという構図が逆転し、国家（当初は王権）が教会の優位に立つという構図になったのである。それとともにライシテという概念が生まれ、公的空間における宗教の存在が希薄になっていった。人々は世俗的になり、宗

教は私的領域に追いやられ、その結果、宗教とのつながりは制度的なものではなく、個人の選択によるものとなった³。

ライシテは世俗化や政教分離と同一視されることもあるが、本論文で「ライシテ」というとき、それはB&T報告の4つの原則のことを言い、その(1)と(2)が最終目的であって、(3)と(4)は国家の制度において確立されるべき手段だという理解に立つ。

【B&T報告の「ライシテ」の4つの原則】(B&T報告の日本語版p.84による)

- (1) 個々人の精神的な平等
- (2) 良心および信教の自由
- (3) 教会と国家の分離
- (4) 宗教および宗教的ではないが奥深い信条にたいする国家の中立性

ライシテという概念のこの基本はケベックもフランスも変わらない。しかし具体的な事件への適用結果は異なってくる。ここでは両者を区別する次の3つの論点をあげておこう。

【3つの論点】

論点(1) 公的領域とは何か——例えば公立学校でのヒジャブ（スカーフ）の着用を生徒にも禁じるフランスと、教師に禁じることの可否が問題になるケベック

論点(2) 宗教的表現と男女の平等——ヒジャブなどの着用は表現の自由なのか女性の抑圧なのか

論点(3) 国家の中立をどう実現するのか

³ 16世紀の再洗礼派や17世紀に北米の英領植民地に移民した人々においては、信仰は制度的ではなく個人の決断によるものだった。しかし西欧ではなお個人の信仰の自由が認められてはおらず、ライシテ概念が確立するには18世紀を待たなければならなかった。

——社会での宗教的表現を抑制するのか（フランス）、それを奨励しつつ公正を維持するようにするのか（ケベック）

2.1 フランスのライシテ

まず、ライシテという概念の発祥の地ともいえるフランスのライシテがどんなものかを見よう。ライシテの起源は古くさかのぼれるが、1789年のフランス大革命が画期的な働きをしたのは確かで、それを経ることでフランスはそれまでのカトリック支配を否定し、ライシテを国家の基本理念とする方向に進んだ。ナポレオン時代のコンコルダート体制でカトリックだけでなくプロテスタントもユダヤ教も公認され、法律が宗教に規定されることはなくなった。そして、20世紀になり、フランス第3共和政時の1905年に成立した法律「教会と国家の分離に関する法律」(loi concernant la séparation des Églises et de l'État) が、今日のフランスのライシテのバックボーンとなっている。さらに1946年の第4共和政憲法と1958年の第5共和政憲法でライシテがフランス共和国を基礎づけるものとなった。現行の第5共和国憲法第1条には次のようにある⁴。

La France est une République indivisible, laïque, démocratique et sociale.

このlaïqueという形容詞が、「ライシテに基づく」という意味であり、フランスはライシテを国家原理の1つとする共和国だと述べているのである。

フランスのライシテは、宗教を私的領域に閉じ込めることで信教の自由を保障するものだと言われるが、21世紀に入ってから制定さ

れた法律などを検討すると、宗教の表れを公共空間から締め出そうという意図が見られ、特にその狙い撃ちにされたと思われるムスリムからすれば、むしろ信教の自由の制限だと思われても仕方がない。その法律などとは次のようなものである。

2004年制定の「公立学校での宗教的表徴に関する法」(loi sur les signes religieux dans les écoles publiques)（いわゆる「ヒジャブ（スカーフ）禁止法」）：第1条で、宗教に帰属することをこれ見よがしに示す宗教シンボルを公立学校で身につけることを禁じている。禁止されたのはあらゆる宗教的シンボルであるが、実際には、ムスリムの女子生徒がスカーフをつけたままで公立学校に立ち入るのが拒否された。

2010年制定の「公共空間で顔を隠すことを禁じる法」(loi interdisant la dissimulation du visage dans l'espace public)（いわゆる「ブルカ・ニカブ禁止法」）：第1条で、公共空間で何人も顔を覆い隠すものを身につけてはならないことを述べ、第2条で「公共空間」を公道や公共に開かれた場所や公共サービスを受ける場所を指すと定め、例外的に認められるのは職業上の理由や健康上の理由、スポーツや祝祭や芸術的催しのため、宗教はそれに該当しない。ただし、この方はライシテにかかわるのではなく、セキュリティにかかわるとされた。これによれば、顔を覆うブルカ、ニカブは禁止されるが、頭だけを覆うヒジャブは問題ないことになる。

⁴ 伊達（2017）を参照。

2013年「学校でのライシテ憲章」(Charte de la laïcité à l'École) (教育省による): 学校がライシテに基づくことを明記し、宗教的シンボル着用については「公立学校での宗教的表徴に関する法」の内容が繰り返されている。この憲章はすべての公立の中等教育の学校などで皆の目につくよう掲示されなければならない。

2016年夏のいくつかの市町村の「ブルキニ禁止令」: ブルキニとはムスリム女性が泳ぐために考案された手足の先と顔だけしか露出せず、体に密着しない水着。「ヴェールで覆うよりも胸を露わにする方がよりフランスの精神にふさわしい」のであって⁵、ブルキニは「フランス共和国の価値観と相いれない」と考え、ブルキニは「女性の奴隷化」を表すものだとヴァルス首相は支持した。しかし、こうした条令に対しては、国務院で執行停止判決がなされた。

このようにライシテにかかわる法律などはかなり厳格なもので、先に挙げた【B&T報告の「ライシテ」の4つの原則】の(4)の方を(2)よりも上位に置いている⁶。特にムスリム女性のヒジャブ、ブルカ、ニカブなどは、個人の宗教的選択ではなく、イスラームの女性差別の表れだとの理解が社会で力を持っている。この点はケベックでも大きな問題になっているが、フランスのように女性差別と捉える勢力が大きいわけではない。これにつ

⁵ ドラクロワの『民衆を導く自由の女神』に描かれた上半身裸のマリアヌスの姿を踏まえた発言と考えられる。マリアヌスはフランス共和国の擬人化されたイメージだと一般に考えられている。

⁶ ただし、フランスの宗教系私立学校はケベックより多くの財政支援を受け、教会も相当な財政援助を受けている (cf. B&T報告の日本語版p.108)。

いては次節ですぐに立ち戻る。

2.2 ケベックのライシテ⁷

フランスが【B&T報告の「ライシテ」の4つの原則】の(4)の方を(2)よりも上位に置いているのに対して、ケベックはB&T報告の「ライシテ」の4つの原則の(2)の方を(4)よりも上位に置いている。国家の中立性よりも個人の自由を重く見ているのであり、これは一般に「開かれたライシテ」と呼ばれている。また、ケベックにもヒジャブなどの着用を女性差別の表れとして非難するフェミニズムの主張もある一方で、信教の自由や表現の自由を重く見る意見も強くある。

このようにフランスとケベックではライシテといっても同じではない。では次に、ライシテを通してケベックを見てみよう。

(1) 北米の他の地域に比してライシテ志向が強い——その歴史的背景

まず、ケベックは1763年に宗主国フランスから切り離され英領になった。つまり1789年のフランス大革命以前である。このため、フランスが経験したカトリック支配からの決別はできず、1774年のケベック法により英領植民地であるにもかかわらずフランス語やカトリック信仰などの「フランス的事実」が温存された。さらに、英領になったことでケベックのエリート層の多くがケベックを脱出したため、残ったエリートであるカトリックの神父が社会への影響力を強める結果となった。結局1960年代の「静かな革命」までフランス革命以前のフランス社会のようなカトリック支配が続いたのである。ところが、「静かな革命」により急激な世俗化が起こり、カトリック支

⁷ この節の2016年までの内容は、丹羽(2017)で詳しく論じているので、そちらを参照されたい。

配からの急激な脱却が起こった (cf. Lacoursière, 2008)。

また、1960年代というのはフランスではすでにライシテが憲法に書き込まれている時代であり、いろいろな点でフランスへの従属性が高かったケベックが、フランスの影響を強く受け、ライシテを是として認めたのは理解できる。かつてのカトリック支配への反動であるかのように、現在のケベックは米国やROCに比べ非常に世俗的社会となっているため、ライシテ志向が強いのである。

(2) 北米の他地域からの影響も受けるケベック

それでもケベックはやはり北米にあり、北米で支配的であるアングロ＝サクソンの自由主義（個人主義）の影響を受け、フランス的共和主義とは距離を置く。そのため、ケベックのライシテは「個人の優先を肯定する自由主義に、そして、ある原則の枠内ではあるが、ケースバイケースのアプローチに開かれている」（Dermer & Lamonde, 2013, p.22）ケベックのライシテが「開かれたライシテ」と呼ばれる所以である。

(3) 宗教的シンボル着用に関するB&T報告の提言

「開かれたライシテ」に立つB&T報告は、宗教的シンボル着用に関してフランスよりも柔軟で、必要最低限の制約を課すにとどめている。それは、次のようである。「判事、検事、警察官、州議会議長などの州政府の中立性を体现する特定の個人はその宗教的帰属を明示する権利は放棄して然るべきである」（（B&T報告の日本語版pp.87-88）

(4) ケベック価値憲章法案

通称「ケベック価値憲章」法案、正式には第60号法案「ライシテおよび国家の宗教的中立性ならびに男女間の平等という価値を確認し、調整の要求を規制するための憲

章」(Projet de loi n° 60: Charte affirmant les valeurs de laïcité et de neutralité religieuse de l'État ainsi que d'égalité entre les femmes et les hommes et encadrant les demandes d'accommodement) が2013年11月にマロワ (Marois) 政権 (ケベック党) によってケベック議会に提案された。これはB&T報告よりも宗教的シンボル着用を厳しく制限するもので、公務員に「これ見よがしの宗教的なしるし」の着用を禁止するものであった。これは「開かれたライシテ」から外れて、フランス型の厳格な「共和主義的ライシテ」に倣う法案であった。これをめぐってケベックでは、「共和主義的ライシテ」を求める人々と「開かれたライシテ」に立つ人々の間で、激しい論争が議会内外で繰り広げられた。

9月中旬のLégerの調査でも、州民の43%が憲章に賛成で、42%が反対という結果だった (cf. 飯笹2014)。また、9月2日に発表されたQMI Agencyのケベックでの調査によると、67% (フランス語系に限ると77%) が宗教的理由による調整 (religious accommodation) が多すぎると考え、フランス語系の2/3がケベック価値憲章は「いい考え」だと答えた (cf. Ivison, 2013)。

これはケベック価値の尊重を求める世論の強さの表れである。それは、ケベック社会にはフランス語系ケベック文化に生きるマジョリティが厳然と存在するという事実を改めて浮き彫りにしたと言える。宗教の点だけを見ても、ケベックではミサに出席するなどの宗教的実践の度合いは低いものの、2011年の調査によると、カトリックだと自任する人が74.7%を占める。つまり、カトリックの価値観がケベックの価値観であるとみなされる可能性が高く、ケベック価値憲章はライシテの名によるマジョリ

ティの価値観の押しつけだという見方も否定できない。すでに、B&T報告の提言のひとつであるケベック議会の磔刑像の撤去が、磔刑像は宗教的なものではなく、ケベックの歴史的遺産だという理由で、ケベック議会の全会一致で拒否されたということが起こっている。このような、カトリックの見方を背後に隠し持つライシテの考え方は、“catho-laïcité” と呼ばれる。

ケベック社会で激しい議論を巻き起こした「ケベック価値憲章」だが2015年のケベック総選挙でマロワ政権が敗北し、廃案になった。だが、その内容を支持する州民が半数にのぼる事実は依然変わっていない。

(5) 自由主義的ライシテ

ケベック党のマロワ政権に代わりに政権を担ったのが、自由主義的なケベック自由党のクイヤール (Couillard) 政権である。2015年6月、この政権は「ケベック価値憲章」に代わるものとして、第62号法案「州の宗教的中立の尊重を促進し、特定の組織における宗教上の調整要求に枠をはめることを特に目的とする法案」(Projet de loi n° 62: Loi favorisant le respect de la neutralité religieuse de l'État et visant notamment à encadrer les demandes d'accommodements pour un motif religieux dans certains organismes) を提出したが、その内容はブルカやニカブなどの顔を覆う衣服の着用を公務員および公務員のサービスを受ける人に禁じるもの(第10条)で、もはやライシテの問題ではなく、セキュリティとアイデンティフィケーションの問題にすり替わっている。これに対してケベック党とケベック未来連合(CAQ)は、より厳格なライシテを要求し、法案を批判した。また、別の観点からこの法案がブルカやニカブを被るムスリム女性への差別であるとの批判も

あった。いずれにしても、この法案説明の際にクイヤール政権がライシテではなく宗教的中立を全面に出していたことが重要である。むしろライシテという言葉避けようとしていたという印象さえ受ける。

長い議論を経て、結局第62号法案は2017年10月にケベック議会で採択されたが、別の障害にぶつかった。この法律の第10条をめぐる訴訟がなされ、2018年6月にケベック最高裁は、第10条が良心と信仰の自由を侵害しているように見えるため、その条項の執行を停止するという判決を下した⁸。

2018年10月のケベック総選挙で第62号法案に激しく反対したケベック未来連合が政権を獲得した。ルゴー (Legault) 首相は、2019年2月に「真のライシテ憲章」(véritable Charte de la laïcité) を提案すると表明した。その内容として、かねてから表明していたB&T報告の提案(上記(3)を参照)に加えて、第62号法の第10条を含むとのことである⁹。つまり、ケベック自由党政権の立場から離れるとはいうものの、「ケベック価値憲章」まで戻るのではなく、B&T報告の線という中間的位置で留まろうとしているようである。つまり「開かれたライシテ」なのであるが、それは確定したものではなく、この間のケベックの状況を見ると、ケベックはフランスの共和主義ライシテと北米アングロサクソン型自由主義の間で揺れ動いているのがよくわかる。

3. ケベック外のカナダから見たケベック

前節で見たように、ケベックでは社会全体でライシテに関心を持ち、活発な議論を展開している。それに対してそれ以外のカナダROCの見方はどうであろうか。

⁸ Bélair-Cirino (2018) による。

⁹ Bélair-Cirino (2019) による。

(1) 2013年の「ケベック価値憲章」に対してケベック外のカナダの人々からは、ケベック価値憲章案に厳しい批判がなされた。一部それを支持する意見も新聞紙上で散見されなかったわけではないが、ほとんどが批判的意見で、ひどい場合にはケベックを少しばかり人種主義的だとする意見さえあった。ROCの英語系リベラルは、ケベックのマジョリティとは逆に、ムスリムが政府のために働く時にムスリムのアイデンティティを表現するのを許すのがライシテダと考えているのである (cf. Cosh, 2013)。

政治の次元では、トルドー (Justin Trudeau) 自由党党首 (当時は野党) は、「ケベック価値憲章」はカナダとは相いれないと厳しく批判し、ROCの称賛を得た。それに対して、ハーパー (Harper) 首相はじめ保守党も、新民主党 (NDP) のマクレアー (Mulcair) 党首もこの論争から距離を置いているのは、ケベックの票が欲しいためである (cf. Ivson, 2013)。

(2) ケベック市のモスク (イスラーム文化センター) 襲撃事件について

2017年1月29日、ケベックの27歳のフランス語系青年 (Alexandre Bissonnette, ラヴァル大学生) が銃でモスクにいる6人を殺害し、多数のけが人を出した事件が起こったが、それについてワシントンポストに1984年生まれ、ヴァンクーヴァー出身のカナダ人が書いた記事 (McCullough, 2017) が問題になった。「英語系カナダ人はケベックの反ユダヤ主義、宗教的頑迷、ファシスト寄りの感情という暗黒の歴史についてぶつぶつ不平を言っている。」とまで書いたからである。これには多方面から批判があり (cf. Kalles, 2017)、ケベック議会は全会一致でこの記事を非難する動議を採択した。しかしそれに対して、J.J. McCulloughはそ

れをバカにする言辞をツイッターで公開した (cf. Gagnon, 2017)。さらに、カナダ下院ではブロック・ケベコワ提出のヘイトの意見だという非難動議に対して、全会一致の賛成が得られず、動議は棄却された (cf. La Haye, 2017)。こうしたことから、ケベックに対する厳しい見方がROCにあることは否定できない。

4. カナダはどの程度政教分離か

以上述べたことからすると、カナダにおいてケベックが非常に特異な社会であるかのように思えるが、それは本当だろうか。まず、カナダもまた特定の宗教への偏りを否定できない。

(1) カナダ1982年憲法

この憲法の「自由と権利憲章」前文には次のようにある。

“Whereas Canada is founded upon principles that recognize the supremacy of God and the rule of law,”

このGodはキリスト教のGodであろう。広く解釈してもユダヤ教・キリスト教・イスラームのGodであって、単数であることから多神教の神々でないのは明らかである。「自由と権利憲章」はROCで高く評価されているが、それがカナダは特定の宗教に基づいていると述べているのである。

(2) キリスト教の祈り

第1節で言及したオンタリオやサスカチュワンでの祈祷に類した問題が起こっている。それだけではない、カナダには朝祷告会という毎年の儀式があって、上院と下院の議長、最高裁判所の判事、内閣の構成員が集まり、「全能の神」に呼びかけ「至高

の権能と叡智に祈り求め、われらの信仰を表明し、神とその御業——それはすべてキリストの霊のうちにある——へのわれわれの献身を新たにす」ためのものだという¹⁰。

(3) 特定の宗派への公的資金援助

オンタリオ州はカトリックの私立学校に財政援助をしているが、他の宗派の学校にはしていない¹¹。

(4) アルバータ州のフッター派 (Hutterite) が運転免許証の写真を拒んだ事件

フッター派の人々は2003年制定の法令が「権利と自由憲章」違反だと訴えた。このグループは聖書の十戒の「あなたは、自分のために、偶像を造ってはならない」が写真を撮られるのを禁じていると主張したのである。アルバータ地裁はこの法令を「権利と自由憲章」違反として無効判決をし、控訴審も2対1でそれを支持した。しかし2009年7月、カナダ最高裁は4対3で、フッターコミュニティは、アイデンティティの窃盗を防止するためにデジタル写真を使用するという州の規則を遵守するよう判決を下した¹²。

ここにも個人の自由権と社会規範の軋轢が見られる。確かに写真は本人確認に必要であろう。このことは、次のもっと大規模な問題と関わる。

(5) カナダ市民権式典での宣誓の際のニカブ着用禁止問題

「カナダ市民権式典での宣誓の際にはニカブをとらなければならない」——時のハーパー首相はそれを2015年のカナダ総選挙の争点とした¹³。ハーパー首相は、ニカ

ブなどは反女性的文化で、カナダ的価値に反すると主張。それに対して野党自由党党首トルドーは容認の態度をとり対立。ほとんどすべてのカナダ人が式典でニカブをかぶることに反対しているとの調査結果があったにもかかわらず、この議論も総選挙での自由党の勝利で終わりを告げた。この対立図式はケベック価値憲章の時と類似しているだけでなく、争点について十分に議論された結果というより、選挙結果でそれが棚上げされてしまったという点も似ている。そもそもこうした問題は選挙の争点とするのではなく、社会全体の熟議を経て決められるべきことである。今後何かのきっかけでカナダでもケベックと似た議論が始まるかもしれない。たとえば、イスラームに関わるテロがもし起きれば、それがきっかけになるかもしれない。

前節でROCは「ケベック価値憲章」に反対であると述べたが、ROCの人々も、公共空間におけるあらゆる宗教シンボルに対して心地よく感じている訳ではない。Paperny (2013) は次のように報じている。「ケベック価値憲章」案が公表された週になされたAngus-Reidの調査によれば、回答者の2/3以上がキルパン禁止に賛成し、ほぼ同数が公務員のブルカ着用禁止に賛成（価値憲章案では、ヒジャブ、ターバン、キッパ、大きな十字架の着用禁止）。さらに、ケベック以外のほとんどのカナダ人は法案に反対だとはいうものの、地域差があり、アルバータの44%が法案に好意的で、その1/4は強く支持。オンタリオの40%も同様。マニトバとサスカチュワンの2/3は反対。ROCの68%が公的サービスをする人はキルパン着用を認められるべきでないとする。ROCの2/3がブルカを禁じるのに賛成（ケベックでは、90%が公務員のブ

¹⁰ Bouchard (2012) の邦訳書216頁より。

¹¹ Bouchard (2012) の邦訳書293頁参照。

¹² CBC News (2009) による。

¹³ National Post View (2015) および National Post (2015) 参照。

ルカ着用禁止に賛成、キルパンの場合は84%が禁止に賛成)。

この調査結果を見ると、確かにケベックはROCと違うが、程度の差でしかないのかもしれない。ROCも一枚岩ではないのである。これまでいくつか見たように、実は大きな社会問題にはなっていないものの、ROCでも宗教をめぐる諸々の問題が起きている。ROCの方が宗教的差異に寛大であるとは言うものの、こういった場合やはり軋轢が起ころのは避けられない。社会がそれを重大視していないだけである。

5. 結論——西欧社会が直面するライシテの課題

ここまでフランス、ケベック、ROCを順に見てきたが、目をカナダの外に転じてみれば、欧州でもその伝統的価値とイスラームの価値の軋轢がしばしば報じられる。そしてヒジャブ着用を問題視するのはフランスだけではない。反移民感情をあおる政党がこれほどまでに力を持ったことはないくらいである。もはや欧州だけでなく移民国家であるオーストラリアや米国でも移民忌避の感情が渦巻いている¹⁴。その理由は「職を奪われる」といった経済的理由もある一方で、キリスト教的価値と異なる価値を持つ隣人を持つことへの警戒もある。ライシテというのは単純に国家と宗教を切り離せばいいという訳ではない。それは本論の議論からわかることであろう。

宗教は人格と本質的にかかわる。世俗化が進んだと言われる欧米諸国でも、マジョリティの価値観の背景にキリスト教があること

は往々にしてある。しかし、マジョリティはそれに気づかず、「自分たちは宗教とはかわりがない」と思い込んで、自分たちの価値と相容れない宗教を敵視したり排除したりする。ライシテの名の下に、マジョリティの宗教が暗黙の前提とされているのである。それが一番顕著に表れるのが、イスラームであり、女性の着用するヒジャブ、ニカブ、ブルカ問題なのである。

ヒジャブなどの着用問題は一方で女性差別と結びつけられ、他方でイスラーム嫌いの表れでもある。この2つの問題を直視しないではライシテにきちんと取り組むことはできない複雑さを持っている。

ライシテという問題は、広く北米も含む欧州社会にとって正面から向き合うべき問題である。それに真っ先に社会全体で真剣に議論しようとしているのがケベックであって、それをカナダ内の異質なものとしてとらえるよりも、むしろカナダ全体の先駆者、さらには欧州全体の先駆者とみなして、ケベックの議論やイニシアティブから学ぶことができるのではないだろうか。

参考文献

- Bélair-Cirino, Marco (2018) « Nouvel échec du Québec devant la Cour », *Le Devoir*, 29 juin 2018.
- (2019) « Legault à la défense des services publics «à visage découvert», *Le Devoir*, 5 février 2019.
- Bouchard, Gérard (2012) *L'interculturalisme. Un point de vue québécois*, Boéal, Montréal. 邦訳は『インターカルチュラリズム 間文化主義——多文化共生の新しい可能性』, 彩流社, 2017年(丹羽卓監訳, 小松祐子, 古地順一郎, 仲村愛, 荒木隆人, 伊達聖伸訳)。
- Bouchard, Gérard, Charles Taylor (2008) *FONDER L'AVENIR Le temps de la conciliation*, Gouvernement du Québec. 要約版の邦訳としてジェラルド・ブシャール & チャールズ・テイラー『多文化社会ケベックの挑戦』, 彩流社, 2011年(竹中豊,

¹⁴ 本論文の元になったシンポジウムの席で「そうした中であって、ROCがそうした感情に強く影響されていないのはなぜか」という問題は、考えるに値するのではないかという重要なコメントをいただいた。それは今後十分考えていかなければならないテーマであろう。

- 飯笹佐代子, 矢頭典江訳) がある。
- Casanova, José (2007) “Rethinking secularization: a global comparative perspective,” in Peter Beyer & Lori G. Beaman (eds.), *Religion, Globalization and Culture*, Brill, Boston, Massachusetts, pp. 101-120.
- Center for Inquiry (2017) “A Brief History of Secularism in Canada,” <http://centreforinquiry.ca/a-brief-history-of-secularism-in-canada/> (retrieved on September 3, 2017)
- Charbonneau, Kazzie (2017) “J.J. McCullough, un commentateur politique et caricaturiste de Vancouver, sème la controverse en signant une chronique sur le Québec dans le quotidien américain *The Washington Post*,” *Le Journal de Québec*, 2 février 2017, <http://www.journaldemontreal.com/2017/02/02/un-chroniqueur-de-vancouver-accuse-le-quebec-detre-une-societe-violente-dans-un-grand-quotidien-americain> (retrieved on September 4, 2017)
- Cosh, Colby (2013) “Colby Cosh on the real reason to fear Quebec’s charter of values,” *Maclean’s*, August 31, 2013, <http://www.macleans.ca/uncategorized/the-real-reason-to-fear-the-charter-of-quebec-values/> (retrieved on September 4, 2017)
- 伊達聖伸 (2010) 「2つのライシテ——スタジ委員会報告とブシャー＝テイラー委員会報告書を読む——」『宗教法』第29号, pp. 117-141。
- (2017) 「フランス, ベルギー, ケベックのライシテを比較する——成り立ちと現在の課題から」『金城学院大学キリスト教文化研究所紀要』第21号別冊, 63-83頁。
- Demers, Bruno, Yvan Lamonde (2013) *Quelle laïcité ?*, Médiaspaul, Montréal.
- Gagnon, Lysiane (2006) “The kirpan decision isn’t welcome in Quebec,” *The Globe and Mail*, March 13, 2006, <http://vigile.quebec/The-kirpan-decision-isn-t-welcome> (retrieved on September 4, 2017)
- Gagnon, Marc-André (2017) « L’Assemblée nationale a adopté une motion unanime dénonçant un texte paru il y a une semaine dans le *Washington Post*, qui dépeint pratiquement le Québec comme un état meurtrier », *Le Journal de Québec*, 8 février 2017, <http://www.journaldequebec.com/2017/02/08/texte-dopinion-controverse-lassemblee-nationale-replique-au-washington-post> (retrieved on September 4, 2017)
- 飯笹佐代子 (2014) 「『ケベック価値憲章』をめぐる論争」, 『ケベック研究』第6号, 30-50頁。
- Iverson, John (2013) “Tory silence on Quebec’s proposed religious symbols ban is pure politics,” *National Post*, August 26, 2013, <http://nationalpost.com/opinion/john-iverson-tory-silence-on-the-religious-symbols-ban-is-pure-politics> (retrieved on September 4, 2017)
- Kalles, Jonathan (2017) “*Washington Post* article paints a distorted picture of Quebec,” *Montreal Gazette*, February 6, 2017,
- Lacoursière, Jacques (2008) *Histoire populaire du Québec, tome 5, 1960 à 1970*, Éditions du Septentrion, Sillery (Québec).
- La Haye, Dominique (2017) “Une motion du Bloc québécois condamnant un article d’un journaliste canadien publié dans le *Washington Post*, qui accuse le Québec d’être une société violente, a été rejetée aux Communes vendredi,” *Le Journal de Québec*, 3 février 2017, <http://www.journaldequebec.com/2017/02/03/une-motion-du-bloc-deplorant-des-propos-haineux-dun-chroniqueur-a-legard-du-quebec-rejetee-aux-communes> (retrieved on September 4, 2017)
- McCullough J. J. (2017) “Why does ‘progressive’ Quebec have so many massacres?,” *The Washington Post*, February 1, 2017, https://www.washingtonpost.com/news/global-opinions/wp/2017/02/01/why-does-progressive-quebec-have-so-many-massacres/?utm_term=.153fb2a1e6df (retrieved on September 4, 2017)
- Milot, Micheline (2009) « Laïcité au Canada », *Archives de sciences sociales des religions*, 146, pp. 61-80.
- (2012) « Laïcité et minorités religieuses, du principe de séparation à celui de la reconnaissance », *Revue japonaise des études québécoises*, no 4, pp.18-28.
- 丹羽卓 (2008) 「Québécois nation motion を巡る言説とその意味」『金城学院大学論集』人文科学編第5巻第1号, 51-66頁。
- (2017) 「ケベックの“開かれたライシテ”——自由主義と共和主義の狭間で」『金城学院大学キリスト教文化研究所紀要』第21号別冊,

45-62頁。

Paperny, Anna Mehler (2013) "Poll: Rest of Canada decries Quebec's charter, but opposes some religious symbols," *Global News*, September 11, 2013, <https://globalnews.ca/news/834241/poll-rest-of-canada-decries-quebecs-charter-but-opposes-some-religious-symbols/> (retrieved on May 20, 2019)

CBC News "Hutterites need driver's licence photos: top court," July 24, 2009, <http://www.cbc.ca/news/canada/hutterites-need-driver-s-licence-photos-top-court-1.791700> (retrieved on September 4, 2017).

National Post View "Sneaking in new 'Canadian values'," March 11, 2015, <https://nationalpost.com/opinion/national-post-view-sneaking-in-new-canadian-values> (retrieved on May 20, 2019)

National Post "Justin Trudeau rolls dice in accusing Stephen Harper of deliberately fostering prejudice against Muslims," March 11, 2015, <https://nationalpost.com/news/politics/justin-trudeau-rolls-dice-in-accusing-stephen-harper-of-deliberately-fostering-prejudice-against-muslims> (retrieved on May 20, 2019)